

決算特別委員会

平成30年10月11日

1 議案審査

- (1) 議案第46号 平成29年度千代田区各会計歳入歳出決算の認定について

委員会（議員）提出議案第 号

監査請求に関する決議（案）

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

提出者 決算特別委員会
（千代田区議会議員）

監査請求に関する決議(案)

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1. 監査を求める事項

地方自治法第233条により議会に提出しなければならない平成29年度千代田区各会計歳入歳出決算書附属書類(財産に関する調書)における「3債権」の「生業資金貸付金」の「決算年度末現在額 30,298,760 円」と同各会計歳入歳出決算事項別明細書における歳入「生業資金貸付金元利収入」の「収入未済額 27,116,680 円」が、すべての債権について償還期限を経過しているにも関わらず大幅な開きがある。その原因及び真正な金額

2. 監査結果の報告期限

平成30年12月25日

(理由)

平成29年度決算審査にあたり、添付された監査委員の決算審査意見書に「生業資金貸付金は、すべての債権が償還期限を過ぎているため、債権の『決算年度末現在額』は歳入の『生業資金貸付金元利収入』の収入未済額と一致すべきですが、300万円余の差が生じています。」と指摘されており、審査を行う過程で生業資金貸付金の決算年度末現在額に誤りがあることが判明した。

執行機関における債権回収を含め、適正な債権管理がなされていない結果、決算審査上の資料の数値に誤りとなって現れた事例であり、真正な金額を確定し確認できなければ決算審査に重大な支障となると判断する。また、その原因を解明し再発防止に寄与するために、監査を求める。

以上、決議する。

平成 年 月 日

千代田区議会

委員会（議員）提出議案第 号

債権の真正な「決算年度末現在額」を確定し会計上の処理を行うことを
求める決議（案）

上記の議案を提出する。

平成 年 月 日

提出者 決算特別委員会
（千代田区議会議員）

債権の真正な「決算年度末現在額」を確定し会計上の処理を行うことを
求める決議(案)

第3回定例会において設置された決算特別委員会において、平成29年度千代田区各会計歳入歳出決算書附属書類（財産に関する調書）における「3債権」の「生業資金貸付金」の「決算年度末現在額 30,298,760 円」と同事項別明細書における歳入「生業資金貸付金元利収入」の「収入未済額 27,116,680 円」について、すべての債権が償還期限を経過しているにも関わらず一致していないことが監査意見報告書により指摘され、また、決算特別委員会において審査を行う過程で「生業資金貸付金」の「決算年度末現在額」に誤謬があることが明らかになった。

現在に至るまで、執行機関から真正な債権額である「決算年度末現在額」が提示されないことは甚だ遺憾である。

よって、執行機関として十分な説明が出来なかった以下のことを重く受けとめ、早急な対応を強く求める。

- 1 債権の真正な「決算年度末現在額」を確定し会計上の処理を行うとともに、区議会に十分説明責任を果たすこと
- 2 貸金残高が誤った原因を解明し再発防止策を区議会に示すこと

以上、決議する。

平成 年 月 日

千代田区議会